

平成二十五年七月二日受領
答弁第一二四号

内閣衆質一八三第一二四号

平成二十五年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出ドメスティック・バイオレンス被害者の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出ドメスティック・バイオレンス被害者の保護に関する質問に対する答弁書

一について

探偵業者に御指摘の義務を課すことを内容とするような規制を設けることについては、探偵業務として行われる調査の対象者等の個人情報 の適正な取扱いの観点から、適当でなく慎重であるべきもの と考える。

二について

お尋ねについては、探偵業の営業実態や探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行状況等を踏まえつつ、慎重に検討されるべきもの と考える。